

『みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期＜別冊＞（中間案）』の概要 (子ども・子育て支援事業支援計画)

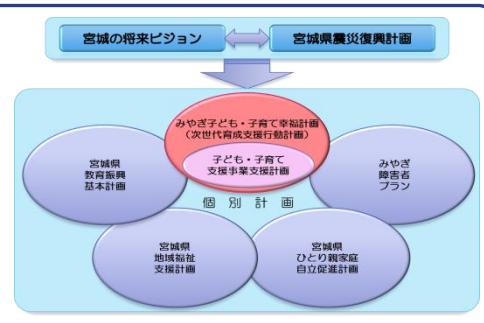
資料1－5

《計画の位置付け》

みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）の一部であり、子ども・子育て支援法第62条に基づく実施計画

※みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）

- 「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」を上位計画にもつ個別計画
- みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進
- 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画



《みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）の理念》

- 健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成
- 安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現

《計画期間》平成27年度から平成31年度までの5年間

《計画策定の視点》

- すべての子どもの幸せの視点
- すべての親への応援の視点
- 仕事と生活の調和実現の視点
- 地域全体での子ども・子育て応援の視点
- 被災した子どもや家族への復興支援の視点

1 区域の設定

区域設定の基本的方向性：市町村毎を1区域として設定

教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の必要利用定員総数の算定に当たっての考え方

- 各市町村において、住民に対し教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施（いわゆるニーズ調査）
- ニーズ調査結果に基づいて算出した量の見込みを、必要に応じて「子ども・子育て会議」での審議等を経て、地域の実情を踏まえて社会的流入出等を勘案の上、最終的な量の見込みを算定
- 本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごと、認定区分毎に集計

(2) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制を確保
- 国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備・実施を目指す
- 各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を掲載

※県全域及び区域ごとの「教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」については、計画の最後にまとめて掲載

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

- 幼保連携認定こども園は、改正認定こども園法により、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとなり、指導監督や財政支援についても一本化
- 幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず利用できる認定こども園の普及を促進

(2) 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

- 県の区域それぞれの平成31年度までの目標設置数を掲載

(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園への移行のための施設・設備等の基準や手続きに関する相談等への対応
- 施設整備等に対して、国の補助金等を活用しながら財政的な措置
- 住民の利用希望に沿った教育・保育施設の利用が可能となるよう提供体制の確保を促進

(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

- 幼稚園教諭及び保育士がお互いの仕事の理解を深め合うことができるよう、研修は見直しを図りながら実施

(5) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策

- 乳幼児期の発達は連続性を有することなどから、発達段階に応じた教育・保育等の安定的な提供への取組を推進
- 実施主体である市町村と連携し、国の補助制度を活用しながら、認定こども園の普及を促進

(6) 地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行なう者の相互の連携の推進方策

- 地域型保育事業は原則満3歳未満の保育であるため、満3歳以降も適切に教育・保育が利用できるよう連携を促進

(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

- 地域社会、教育現場等で構成する連絡組織を通じて、幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、連携しながら対応
- 幼・保・小連携推進地区を指定して実践研究を進め、より実効性のある連携・交流を推進

6 教育・保育の公表

- 国の全国総合システム等が持つ教育・保育施設及び地域型保育事業所に関する情報を、ホームページ等を通じて公表
- 子どもの保護者が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(1) 人材の確保及び質の向上のために講ずる研修等の具体的方策

《保育従事者》

- 保育士の確保については、処遇改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、保育士資格を有しているものの保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により支援
 - 資質の向上については、段階に応じた研修を引き続き実施していくとともに、現状及びニーズを把握し、実情に応じて見直しを図りながら研修を実施
 - 小規模保育等での保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる新たな保育資格である子育て支援員（仮称）の取得を促進
- 《幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進》
- 改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間である5年間での取得を促進
- 《放課後児童クラブ従事者》
- 子ども総合センターを中心に関係機関と連携を図りながら計画的に実施
- ### (2) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数及びその確保方策
- 量の見込み等に基づき教育・保育を行う者の必要見込みを算出し、その確保策を計画的に実施

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 児童相談所は、市町村に対して技術的な支援も含めた後方支援を一層強化し、児童虐待防止対策推進の核として保護をする子どもたちを支援するとともに、予防対策及び再発防止のための研修等を実施
- 児童相談所、市町村、各保健福祉事務所、その他関係機関が連携を図りながら、事例検討会や情報交換会を実施する。また、様々な理由により保護を要する子どもたちについても支援を実施

(2) 社会的養護体制の充実

- 保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していくとともに、里親と児童養護施設の間に埋める対策としてファミリーホーム事業を実施し、子どもたちのより家庭的な雰囲気の中での養育を推進
- 震災により親を失った子どもの親族里親又は養育里親に対し、経済的支援を継続していくとともに、児童相談所や各支援機関等が連携しながら、研修会や意見交換会等の開催やペテラン里親による支援など実施

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- 経済的支援や就業・自立支援センターを拠点とした就業支援など、ひとり親家庭の自立を支援
- 法改正による母子家庭等への支援体制の充実などや、父子家庭に対する経済的支援の拡充など、ひとり親家庭に対する支援施策が充実されたことに伴い、制度の普及・啓発を推進
- ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行うための支援員を引き続き配置していくとともに、多岐にわたる相談に応対していくため、支援員の資質向上を推進

(4) 障害児施策の充実

- 医師、保健師等と連携しながら、心身の発達に問題を有する子どもを早期に把握し、発達支援を行うとともに、子どものQOL（生活の質）を高めるため支援を実施
- 障害児保育事業や放課後児童健全育成事業の充実など、障害児の受け入れを促進
- 支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及に取り組み、全ての障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 家庭や地域、職場などの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談員の資質向上を推進
- 仕事と生活の調和の実現のための各種支援制度の充実や、広報による普及啓発等により、労働者及び事業主の意識改革を促進

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正に保育が実施されるよう必要な指導を実施
- 保育所等の計画的な施設整備とともに、認定こども園に対する支援等の情報提供により、認定こども園の設置を促進
- 保育士については、処遇改善など労働環境の整備支援のほか、潜在保育士の再就職等を支援する保育士人材バンクへの支援等により確保
- 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を推進